

寺院が借入をするには

寺院が借入をするときには、宗教法人法第 23 条、当該寺院規則第 24 条、浄土宗規則第 34 条、宗規第 6 号第 4 条により、(1) 責任役員会の議決を経ること。(2) 総代の同意を得ること。(3) 宗派の代表役員の承認を受けること。(4) 信者その他の利害関係人に対し公告をすること。の以上 4 項目が義務づけられています。またこれらは、**行為の 1 ヶ月前までに完了しなければなりません。**

注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更を生じている場合は、まず四種登録を完備してください。
- (2) 借入をした年度内に返済がすべて終わる場合、宗派の代表役員の承認は必要ありません。
- (3) 借入金で寺院建物を新築したり不動産を購入する場合は、同時にそれらの承認（新築、取得）も受けなければなりません。

添付書類

- (1) 担保になる不動産の登記事項証明書 (2) 責任役員会議事録 (3) 総代同意書
- (4) 借入する銀行などに差し出す当該寺院作成の返済計画書の写し
- (5) (担保が土地の場合) 寺院と担保になる土地の位置関係が分かる公図または地図

冥加料

5,000円

※担保がない場合は、寺院借入承認申請書で申請してください。

※寺院教師マニュアル「本堂および境内地など礼拝施設にかかる物件を担保に供することについて（ご注意）」を併せてご参照ください。

様式番号	24	申請書名	寺院借入承認申請書
------	----	------	-----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105